令和6年度山梨県合同輸血療法委員会「第1回血液製剤の需給に係る連絡会議」

~大規模災害時の医薬品の供給体制について~

2024. 10. 1

山梨県福祉保健部 衛生薬務課 薬務担当

目的

地震等の大規模災害時において県の保健 医療救護対策本部が、どのように保健医療 救護活動の指揮調整を行い、被災市町村等 を支援できるか、具体的な組織体制や業務 内容を示すことにより、山梨県地域防災計 画の円滑な実施に資することを目的とする。

マニュアルの目次

- I 保健医療救護対策本部の設置
- Ⅱ 保健医療救護体制及び保健医療救護班の設置・運営
- •Ⅲ 災害医療情報等の収集・伝達・提供
- W DMAT (災害派遣医療チーム)
- V 保健医療救護活動
- **W** 緊急搬送
- 🞹 医薬品等の供給

- Ⅰ 保健医療救護対策本部(県本部、地区本部)の設置 (1)山梨県災害対策本部を設置することとなったとき
- (2)山梨県地震災害警戒本部を設置することとなったとき
- 具体的には次の事象が発生した時
- ① 震度6 弱以上の地震が県内に発生したとき。
- ② 県内で、震度5 弱・5 強の地震で相当規模の死傷者が発生 又は発生している恐れがあるとき。
- ③ 県内に特別警報が発表され、相当規模の死傷者が発生 又は発生している恐れがあるとき。

- ④ 県内の広範な地域にわたり、積雪深が40 c mを超え、更に積雪が見込まれることで、透析患者を初めとする救急患者等の医療体制の確保に問題が生じる恐れがあるとき。
- ⑤県内において洪水災害、土砂災害等で相当規模の死傷者 が発生、又は発生している恐れがあるとき。
- •⑥富士山に噴火警戒レベル4(避難準備)以上が発表され、 相当規模の死傷者の発生や災害時要援護者の避難支援が生 じる恐れがあるとき。
- ⑦ 県内において武力攻撃事態等が発生し、相当規模の死傷者が発生、又は発生している恐れがあるとき。

- WI 医薬品等の供給 災害時の医薬品等供給体制
- (1) 県・市町村・関係団体等による連携
- •(2) 県保健医療救護対策本部(衛生薬務課)

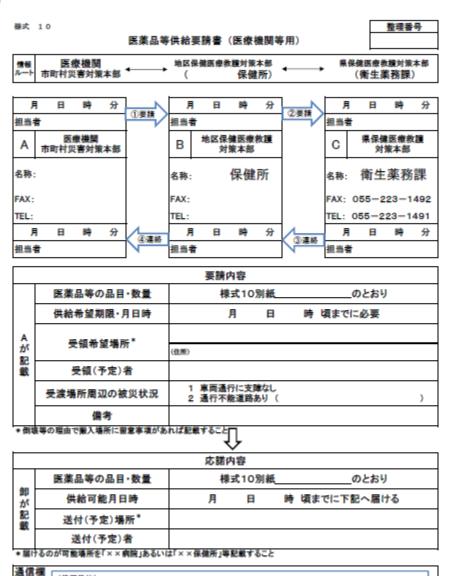
県保健医療救護対策本部(衛生薬務課)は、地区保健医療 救護対策本部(保健所)を通じて医薬品等の需給状況を把握 するとともに、必要な医薬品等の供給について地区保健医療 救護対策本部(保健所)を通じて必要とする医療機関、医療 救護所、医療救護班及び薬局に供給できるようにするなど、 総合調整を図る。また、必要に応じて、医薬品等の供給 に関する支援を厚生労働省や近隣都県などに要請する。。

(3) 医薬品等の区分

医薬品等は、次の区分により供給する。

	区分	内容	保管場所	参考	
	県備蓄医薬品等	協定、契約等により予め備蓄	県医薬品卸協同	所定の実績簿、	
		している災害拠点病院等医療	組合、指定薬局等	保管台帳等によ	
		機関、医療救護所及び医療救		り受払を管理	
		護班へ供給する医薬品等			
	応急供給医薬品等	県薬剤師会、県医薬品卸協同	県薬剤師会、県医	個々の受払簿、	
ı		組合、県赤十字血液センター、	薬品卸協同組合、	受領書等により	
		医療ガス協会県支部及び県医	血液センター、医	品目・数量を管	
		療機器販売業協会への要請に	療ガス協会県支	理	
		基づき医療機関等へ供給され	部及び県医療機		
		る医薬品等	器販売業協会		
_	緊急調達医薬品等	県保健医療救護対策本部(衛	国、他の都道府県	個々の受払簿、	
		生薬務課)から厚生労働省又	等	受領書等により	
		は他の都道府県等への要請に		品目・数量を管	
		基づき供給される医薬品等		理	

- 医薬品等供給手順 医療機関等
 - ① 医療機関等は、医薬品等の必要な品目・数量及び保有する品目・数量を常時把握しておく。
 - ② 医療機関等は、医薬品が不足すると見込まれる場合は、 地区保健医療救護対策本部(保健所)に医薬品等の供給 を F A X 等で要請する。(様式10 参照)



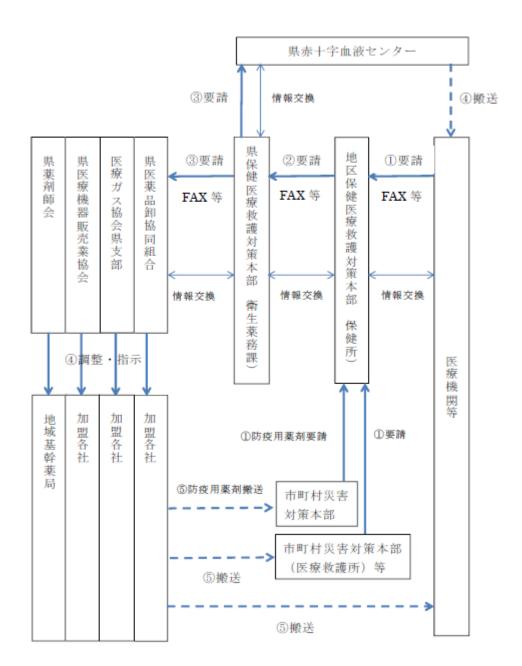
- 糖求から返答までに時間がかかる場合に、保健所にて「手配中」と記載し、ひとまず返信しておく。 (病院からの要望によるため)
- ・卸からの送付場所が保健所であった場合に、送付までのやりとりに必要な連絡事項を記載する。

【様式10 別紙③:医薬品・血液製剤・医療機器】

災	害	拠	点	病	院	等	医	療	機	関	名	•	医	寮	救	護	班	2

医薬品・血液製剤・医療機器等 要請(供給)リスト

区米加・皿水製剤・区原保値寸 女師 (大和/ソハド									
番号	品目名	規 格 等	要請数量	州 经司 <u></u>					
田万	m H 1	規 格	包装単位	女胡奴里	供給可能数量				
1									
_									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									



災害時の発注について

保健医療救護対策本部が設置された場合、

<u>県への発注に統一するということではなく</u>、災害により医療機関が医薬品の不足が見込まれる場合に、医療機関が県への要請し、その要請に基づき、県が赤十字センター等に要請など行うという流れ。